

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 9 4 号)

令和6年12月12日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報訂正決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和5年3月20日、審査請求人は、大津市個人情報保護条例（令和4年条例第43号による廃止前のもの。以下「旧条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「サービス担当者会議議事録①〇〇年〇〇月〇〇日実施分、②〇〇年〇〇月〇〇日実施分」

2 開示請求に対する実施機関の決定

令和5年3月31日、実施機関は、旧条例第22条第1項の規定に基づき、保有個人情報開示決定を行った。

その後、令和5年6月5日、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の審査請求人に対する開示を実施した。

3 保有個人情報訂正請求

令和5年7月24日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第91条第1項の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報として、開示請求に係る保有個人情報のうち「サービス担当者会議議事録①〇〇年〇〇月〇〇日実施分」（以下「本件保有個人情報」という。）について、事実が大きく異なり追加及び訂正の必要があるとの理由から、次の(1)から(4)のとおり本件保有個人情報の訂正を求める保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

なお、開示請求に係る保有個人情報のうち「サービス担当者会議議事録②〇〇年〇〇月〇〇日実施分」については、本件訂正請求の対象とはされていない。

(1) 会議の開始日時の訂正を求める。

(2) 訪問者の欄の下段「分類」の訂正を求める（「分類」が「電話」となっているが、「サービス担当者会議」または「訪問」である。）。

(3) 資料最上段の出席者「〇〇氏」の役職の訂正を求める。

(4)ア 訪問の件名の訂正を求める（会議の内容は「相談」ではなかった。）。

イ 開示された記録の全体構成の変更を求める（訪問に際しての「現状、問題点、解決策、及び今後の課題等」内容を明確にした記録として当日の各人の発言内容で重要な事実を明確にして公平公正な記録にする。）。

ウ 〇〇氏の発言中「・・・その時のご本人の言動が〇〇には心の傷となったと聞いた・・・」の部分の削除を求める。

エ ○○氏の発言中「・・・、次のケアマネは○○ではどうかと提案。→ご本人了解」とあるが、この部分の削除を求める。

オ ○○氏がケアマネジャーを辞任するに際して、区分変更の手続きの進捗についての記載を求める。

カ ○○氏の発言中「社会福祉事業団本部の判断で担当ヘルパーが入れなくなった。」とあるが、この部分の訂正を求める（ヘルパー派遣解除の理由として、訂正請求書別紙で示した具体的な事実を記載すること。）。

キ ○○氏の発言中「次の担当ケアマネジャーが決まるまではご本人が良ければ○○がサービス提供に入ることを○○よりご本人に説明される。→ご本人了承される。」とあるが訂正を求める（「・・・担当ヘルパー交代ではなく、ヘルパー派遣の解約・・・○○氏は了承しなかった。」と記載するのが相当である。）。

ク ○○氏の発言中「・・・本部の判断・・・」とあるが、具体的に強い口調で通告した文言が欠落している。また「判断」とは発言していないので、訂正・追記を求める（○○氏は「・・・これは本部の指示である。本部の決定事項である。」と発言したため、「本部の判断」ではなく「本部の決定で指示である」と訂正するのが適当である。）。

4 訂正請求に対する実施機関の決定

令和5年8月24日、実施機関は、法第93条第1項の規定により、会議時刻等誤りであると認められた上記(1)から(3)の3情報を訂正し、その他上記(4)のアからクの8情報（以下「不訂正情報」という。）を不訂正とする保有個人情報訂正決定を行った。不訂正とした理由は下記のとおりである。

(4)アについては、訪問の趣旨としては関係者が集まり、今後の支援について相談するものであったため、件名が誤りであるとは認められないため。

イについては、当該記録は、その時点での事実を記載するものであり、統一的な書式や本人の意図する形式での記録を必要とするものではないと認められるため。

ウについては、当内容は、その時点で担当者が聴取した内容の記録であり、誤りであると認められないため。

エ及びキについては、当内容は、その時点で担当者が発言・聴取した内容の記録であり、誤りであるとは認められないため。ただし、「ご本人了承される。」の部分については、全面的な肯定ではなく、仕方がない旨の返事であったため、同内容に訂正するもの。

オについては、当初より記録に記載されていない事項であり、訂正請求の趣旨にそぐわないと認められるため。

カ及びクについては、当該内容は、その時点で担当者が聴取した内容の記録であり、誤りであるとは認められないため。

5 令和5年11月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件処分に係る不訂正情報の訂正を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 会議当日の事業者2者の発言内容（ケアマネジャー辞任とホームヘルパー解約の理由）を公平公正に記録し、審査請求人の質問に対する当該事業者の回答を明記することを求める。
- 2 ケアマネジャー辞任とホームヘルパー解約について、会議当日には審査請求人に選択の余地はなく、「相談」とは言えない。
- 3 現状の会議録は、事実を隠蔽し事業者を不当に擁護している。
- 4 会議内容の意図的な不記載と事実と異なる記載について納得できない。開示請求、訂正請求、及び審査請求で陳述した内容と添付資料に対する弁明がない。
- 5 会議当日の大阪市職員2名と介護保険事業者の発言は「介護保険事業での重大な変更」を通告する内容である。一方的に審査請求人へ通告した内容を正直に記載し、当日の審査請求人の質問・反論も記載することは介護保険事業に携わる自治体職員が公平公正に仕事をするに際し最低限の行為である。
- 6 「当日の経過記録である」と弁明書にあるが、市民の人権及び生命に関わる程の内容を記載しないことは介護保険事業の根幹に関わる重大な誤りである。
- 7 訂正で「仕方がない」という文言が追加されたが、そのような発言はしていない。
- 8 弁明書に個人情報の保護に関する法律を理由に訂正しない趣旨の記載があるが、審査請求人の個人情報以外に本件で「個人情報」とは何かが理解できない。審査請求人の人権・生命と比べて、それ以上に重要な個人情報は何か。
- 9 弁明書に「本市内部での情報共有を目的とした経過記録として」とある。この経過記録が重大な誤りであり、今回の人権・生命軽視への救済対応が3カ月も遅延したのではないかと思う。
- 10 会議時刻等の基本的な情報に誤りがあるのは非常に不可解である。
- 11 意見陳述の際に配布した本件保有個人情報と同種の会議記録について、通常はこのような形態で、問題点であるとか、今後の予定とか、そのようなことを記載するのが普通である。〇〇年〇〇月〇〇日の会議は、介護保険事業の中でも非常に重大なことを通告され、今後どうなるのかが分からないような状況であったにもかかわらず、適正に情報が記載されていないと思う。この点、保有個人情報訂正請求では追記等できないという弁明には納得しかねる。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件保有個人情報は、審査請求人に対する支援について、〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人宅で行った会議記録であり、審査請求人と〇〇地域包括支援センター職員及び関係する介護事業所職員とで行った会議当日の内容について経過記録（本市内部の情報共有を目的に）としてシステムに入力したもの。本件保有個人情報は、経過記録という性格が強いことから、決裁を経るような重要な会議報告とは区別して、組織として決裁を経て記録したものではない。
- 2 本件処分では、(1)会議の開始時間、(2)開催方法、(3)参加者の肩書きの3情報に誤りが認められたため訂正した。

- 3 本件保有個人情報、当時の記録として誤りがないことの再確認として、本件開示請求があったタイミングで、再度、内容について〇〇地域包括支援センター所長及び担当者に確認をし、担当者も再度関係者に確認する等し記載内容に誤りがないことを手順を踏んで確認している。
- 4 本件保有個人情報の利用目的は、各サービスの提供元である地域包括支援センターとその介護サービスを利用される方との間のやりとり、いわゆる支援経過を記録に残すことである。かかる目的の達成のために必要な範囲で訂正を要するか否かの視点で、再度、内容を検討したところ、全般を通して、特段訂正をせずとも会議当日の経過が記録として残され、それを読み取ることができることから、やはり訂正の必要がないと判断しているもの。

第6 当審査会の判断理由

1 本件訂正請求の手続きについて

法第91条第1項の規定によると、同法に基づく訂正請求は、法第90条第1項各号に掲げるものに限りこれを行うことができるとされている（同柱書・開示請求前置主義）。

本件訂正請求は、旧条例第17条第1項の規定により開示を受けてされたものであるが、法第90条第1項第2号の「他の法令の規定により開示を受けたもの」として法第90条第1項第2号に基づき行われたものと解することができると考えられる。

また、もし仮に法第90条第1項第2号の直接適用はないと解されたとしても、次のとおり解することが相当である。そもそも開示請求前置主義の趣旨は、開示決定により開示を受ける範囲が明確になったものに訂正請求の対象を限定する立法政策によるものとされている。そして、本件のように旧条例の規定により開示を受けた場合であっても、開示を受ける範囲が明確である点は法第90条第1項各号の場合と相違することはなく、訂正請求を認めたとしても、上記開示請求前置主義の趣旨に反するものではない。加えて、法による訂正請求をしようとする者に対し、法令の改廃という当人に帰責できない事由によって、実質的に同じ手続きを再度履践することを求めることは相当ではない。よって、仮に直接適用はないと解されたとしても、法第90条第1項第2号を類推適用して本件訂正請求を認めるのが相当である。

2 本件審査請求に係る争点について

- (1) 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求にかかる保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない（法第92条）。また、「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは、当該訂正請求にかかる保有個人情報が「事実でない」と認めるときである（法第90条第1項柱書参照）。

ここでいう「事実」とは、例えば、氏名、住所、年齢、性別、学歴、家族構成、資格等であり、客観的に正誤を判断することができる事項をいう。したがって、個人に対する評価、判断等客観的な正誤の判断になじまない事項については、この「事実」には該当せず、訂正請求の対象とならないものであると解される。

- (2) 本件において、不訂正情報は、いずれも出来事の原因やその評価に関する記述であるか、あるいは全体の構成に関するものであって、その性質上客観的な正誤の判定に適するもの、すなわち訂正請求の対象となる「事実」に該当するとは言えない。

(3) また、仮に「事実」該当性が認められるとしても、本審査会としては、次の理由により不開示情報について、「事実でない」とは認められないとした実施機関の判断を覆すだけの根拠資料があるものと認めることはできなかった。

すなわち、本件において、不訂正情報の真実性についてはいずれも審査請求人と実施機関との主張が鋭く対立している。この点、審査請求人が不訂正情報が「事実でない」とする具体的な主張は、「第4 審査請求人の主張要旨」に記載のとおりであり、その根拠としては審査請求人の記憶するところによるものであって、例えば録音等の客観的な資料はない旨を申述する。他方で、実施機関が不訂正情報が「事実でない」とは認められないと判断した理由は「第5 実施機関の主張要旨」のとおりであって、その根拠は、同3項に記載のとおり、関係者複数に確認をして記載内容に誤りがないことを確認したとする。

以上の事実関係からすれば、本件の事実の当否に関する双方の主張の根拠は主に会議出席者の記憶に基づくものであるほか、実施機関においては、審査請求人による訂正請求を受けて、保有個人情報の訂正を行うべきか否かに関し一定の調査を実施し、その調査方法・範囲は合理的であったと認められる。

したがって、本件においては、当審査会において客観的事実の有無を判断するだけの材料が不足するうえ、これが不足することについては実施機関の上記調査を考慮するとやむを得ないものと認める。よって、上記のとおり結論に至ったものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおり、本件不訂正情報は訂正請求の対象とはならない情報であるから、法第93条第1項に基づき、8情報を不訂正とした本件処分に、結局、違法又は不当とすべき点は認められない。よって、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

審査請求人の本件審査請求における主張は多く、当審査会としては、審査請求書、意見書、意見陳述の際に提出された資料等を見分し把握し、また、審査請求人の意見陳述において、十分に確認したところである。本件訂正請求は、本件保有個人情報の訂正を求めるものであるが、審査請求人は、介護保険事業の中でも非常に重大なことを通告され重要な会議であったと主張し、一方、実施機関は、経過記録という性格が強いことから、決裁を経るような重要な会議報告とは区別しているとのことであって、両者の間で、本件保有個人情報のその重要性等の認識に違いがある。

審査請求人が資料として提出した同種の会議記録（本件保有個人情報とは別日の会議記録）を当審査会で見分したところ、そこには、会議の参加者、各参加者の発言内容、本人から聴取した内容、問題点や今後の課題等が詳細に記録されていた。これを本件保有個人情報に係る記録と比したところ、当審査会としては、当該記録は記載内容が粗いものであるとの心証に至った。また、本件保有個人情報について会議の開始時刻や開催方法等、その基本的な情報に誤りがあったことからしても、審査請求人等がこのような記録を見た時に、その他の正確に記録されている内容についても誤りがあるのではないかといった、信頼性の観点からも疑義を抱くことは想像にかたくない。

このような事情が本件に係る当審査会の調査審議の中で伺えたことから、実施機関においては、今後、同種の会議記録を残すに際しては、市として適正な介護予防支援の実施につながるよう正確かつ必要な情報を記録するよう尽力されたい。

本件では、不訂正情報の訂正は、制度としては法の適用の下において、上記結論のとおり判断せざるを得ないが、審査請求人の本件会議記録の記載の在り方についての心情については、当審査会としては理解できるものであったため、ここにあえて付言するものである。

第8 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年12月22日	諮問書の受理
令和6年 7月22日	審議
令和6年 8月22日	審議 実施機関からの事情聴取 審査請求人の意見陳述
令和6年 9月24日	審議
令和6年10月18日	審議
令和6年11月18日	審議
令和6年12月12日	答申